

漆紙文書における印影検出の可能性

Possibility of Detection of Seal Marks on *Urushigami-monjo*

古尾谷知浩

はじめに

① 平城宮第259次調査出土漆紙文書

② 他の現存印影との比較

おわりに

【論文要旨】

本稿は、捺印された文書が漆紙文書として確認できるか否かという問題について、平城宮跡出土の資料を例示して検討を試みたものである。

漆紙文書において印影が検出される可能性は従来から指摘されている。断片的にしか残されていない文書の作成・伝達過程を明かにする上で、印影は重要な情報を提供するはずであり、注意深く観察する必要がある。特に諸国からもたらされた京進文書が出土する可能性の高い都城遺跡では、このことを念頭に置かねばならない。

この観点からみて、平城宮第259次調査において、造酒司南を通る宮内道路の側溝から出土した漆紙文書は注目すべき資料である。この資料は界線、書体などの特徴から京進文書であると考えられるが、文書の書かれた面に茶褐色の方格状を呈する幅約2mmの線が認められる。この部分には顔料は観察されず、この方格線が印影の一部であると認定する積極的な根拠はない。しかし正倉院文書の中の、諸国で作成した帳簿類にみえる印影の例と比較した場合、文書の内容、形態からみて国印が捺されていたとみた方が自然であり、方格線そのものの形態や、その位置からみても国印の印影であると考えて矛盾はない。

今後、類例を検出することで、本例の資料的価値を確認していくとともに、「出土印影」をも古印研究の素材として提供していくことが課題となる。

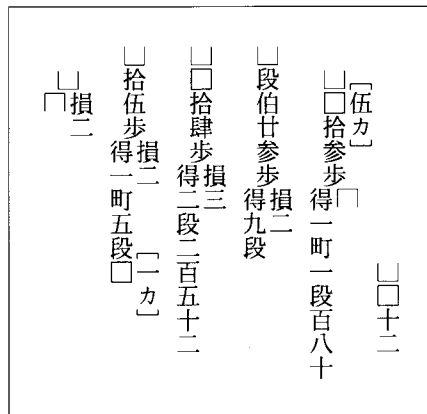
はじめに

平川南は「漆紙文書に関する基礎的研究⁽¹⁾」の末尾で、今後の研究課題の一つとして朱印及び朱書の検出を挙げた。朱書については鹿の子C遺跡出土文書の朱圈点の例があるが、印については、存在は予想されながら実際の発見には恵まれていない。

しかしながら、特に都城出土の漆紙文書の場合、地方出土のものとは異なる固有の特質として諸国からの京進文書そのものが出土する可能性があることが挙げられ、このことからすると都城出土文書を調査する際には京進された帳簿などに国印が捺されていることを常に念頭におく必要がある。こうした観点から、1995年に平城宮跡で出土した漆紙文書を観察した結果をここで報告したい。

①……………平城宮第259次調査出土漆紙文書

1995年、奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部が行った平城宮第259次調査において、内裏の東側、造酒司推定地の南を東西に走る宮内道路の南側溝SD 11600から、1点の漆紙文書が出土した⁽³⁾(図1)。同溝からは2,808点に及ぶ木簡が伴出し、これらは皇后宮職や春宮坊に関わるとみられるものを含んでいる。年紀を持つもののは大半は宝亀4年(773)から延暦3年(784)の長岡京遷都直前の時期に収まる。さっそく漆紙文書の積文を掲げる。



本文書は、漆附着面を外側にして4つに折り畳まれて廃棄されていた。漆の液面の縁辺部にあたると見られる円弧状の部分が残っており、展開すると直径約16cmの円形に復原できる。直径が小さいこと、縁辺部の形状が漆液面に対して垂直に立ち上がっている状況がみられないことなどから、曲物の蓋ではなく、大きな容器から漆液を取り分けてパレットとして用いた皿または環状の土器の蓋紙であろう。墨痕はオモテ面に6行、52文字確認できる。行間は2.1cm、字の大きさは本文で約1.0~0.8cm四方、双行部で約0.9cm四方である。縦横の界線が確認されるが、紙自体が歪んでいるため界幅の測定は困難である。本文は楷書体で大数字を、双行部は行書体で小数字を用いる。界線が存在すること、楷書体・大数字を用いていること、宮域内から出土していることなどの条件から考えると、国からの京進文書と考えて良からう。

図1 平城宮出土漆紙文書（上=展開後・下=展開前）（1：1）

図2 平城宮出土漆紙文書見取り図
(網部分が茶褐色の線)

文書の内容については既に報告しているので省略するが、結論だけ述べるならば、現存帳簿の中では天平12年(740)遠江国浜名郡輸租帳の損戸の歴名部が最も類似しており、『延喜式』主税寮式の租帳条の記載と比較しても、租帳としての要件は満たしていると考えられるので、一応租帳様文書としておくことができる。しかしながら子細に比較すると異っており、租帳としては不自然な点もあるため、他の、未知の帳簿である可能性も含めて、なお検討を要するものである。

さて、本文書の表面(文字のある面すなわち漆の付着していない面)を観察すると、茶褐色の方格状を呈する幅約2mmの線が認められる(図2)。以前報告した際には、これは大きさ、形状からみて国印の印影の一部として矛盾はないが、顕微鏡及びX線による観察によってもここに顔料は確認できなかったと述べた。紙数の関係で詳細は触れられなかったので、その後得られた知見も併せて報告する。

再度顕微鏡で観察した結果、茶褐色の線状に見えた部分には、実は何かが付着しているのではなく、他の部分には細かい土の粒子が多く(といっても肉眼で墨痕が確認できる程度の密度で)付着しているのに対し、当該部分だけはこれが相対的に少なく、地の漆に覆われた紙の繊維がよく見えるため、線状に認められるものであることが判明した(カラー図版59)。

以上のような現象が観察されたわけであるが、この現象に対する解釈はいくつか考えられよう。まず第一に、かつて印の顔料が存在し、その上から土の粒子が付着し、後に何らかの原因で印影の部分だけ顔料ごと土がはがれ落ち、そこだけ抜けて地の紙が見えるようになったと考えることも可能かも知れない。

別の可能性としては次のようなことも考えられよう。もともとは紙の繊維の上に顔料が乗っているという状況があり、漆の蓋紙に利用した際にはこの紙の反対側の面から漆が浸透してくることになる。この時漆の浸透は一般的には紙の表面で止まるのに対し、印影のあるところでは顔料の粒子のところまで漆が浸みて固化することになり、他の部分より集中的に漆が存在するようになる。このため顔料は漆にコーティングされて顔料の色としては観察できないものの、印影のあったところはより多くの漆が付着したところとして認識できるようになり、また、漆が固化した後であるからその部分には土の粒子は付着しにくいという現象として観察されるのかも知れない。

しかしながら、現状では当該部分に顔料は一切観察されないのであるから、果してこの線が印影によるものであるか否か、確言することは不可能である。あと、この線が印影であることを推定するために残された手段として、他に確実な印影を持つ漆紙文書が出土し、そこで一部についても上記の可能性を示唆する現象が観察されたならば、本例にも同じ可能性を考慮することが可能になるであろう。いずれにしても今後、新出土例ばかりではなく過去に出土したものを再調査することも含め、類例を注意深く探していくことが課題となる。

②……………他の現存印影との比較

本文書について、現物そのものから得られる情報は以上に止まる。但し、他の現存する印影と比較して、果して本当にこれが印影として矛盾はないものかどうか、再度検討しておく必要はあろう。

(1) 文書の内容から

まず、本文書が捺印されるべきものであるかどうかを検討しておかなくてはならない。前述のごとく、本文書は楷書体・大数字を用い、界線を有することや、宮域内で出土していることなどから、国から京進された帳簿と推定される。そうであるならば、類例としての遠江国浜名郡輸租帳の例を挙げるまでもなく、印が捺されていたとみたほうが自然である。

(2) 「印影」そのものの形態から

まず方格部に注目すると、前述のように、この線は幅約2mmである。これは正倉院文書の中にみえる国印の印影と比較すると、やや太めではあるものの、ありうる範囲内に収まる。また、方格の隅の形状も、他の例と比較して大きく異なるものではない。

次に「国」の字のクニガマエに相当するとみられる部分がある。諸国印は少なくとも一部の国については天平末年に改鋳され、「国」の書体に変化が認められることが指摘されている⁽⁴⁾。本例は、奈良時代末の文書とみられることから、改鋳後の印が捺されたと考えた方が自然であるが、残りが悪く微妙なところであり、判断は控えたい。

(3) 印の捺し方から

印を捺す位置を考えた場合、本例は一見不審な点がある。第一に左右の「印影」の高さが異なること、第二に、右側のものについてみると、墨書1文字分にしか「印影」がかかっていること、である。しかし、正倉院文書の諸国の帳簿類を検すると、2点とも必ずしもありえないことではないことがわかる。

正倉院文書の場合、印の捺し方には大きく2つの型がある。第一には、大宝2年(702)西海道戸籍に典型的にみられるように、整然と印を配する場合である。この例では、上下2列に捺印するが、天界に高さを揃えて1列、年齢区分の書き出しのための横界に合わせて1列、しかも上下の印は行を揃えてきれいに捺されている。また、墨書の文字のあるところのみ捺され、空白部には捺されない。これほど整然とはしていないものの、天平6年(734)周防国正税帳(正集35)、天平10年周防国正税帳(正集35・36)でも1行3顆ずつ、行と列を揃えることを意識して捺されている。但し、印象的には天平6年のものの方が比較的整然としているように思われる。

他方、これと反対の例も存する。むしろこちらの方が天平期の帳簿類としては一般的なのである。例えば、本漆紙文書の類例として挙げた天平12年遠江国浜名郡輸租帳(正集16)の場合、印を捺す高さも行も不揃いであって、西海道戸籍のような整然さとは程遠い。また、1つの印について、右辺で墨書の文字の偏の一部、左辺では他の行の墨書文字の右ハライの一部にしか印影がかかっていない、つまりほとんど空白の部分に印を捺している例もある(宮内庁正倉院事務所編『正倉院古文書影印集成』1巻211頁)。同様の例は、同じ歴名形式の帳簿でみると、神亀3年(726)山背国愛宕郡出雲郷雲下里計帳(正集12)でも認められ、1つの印が細字4文字分にしかかかっていないものがある(『同』1巻156頁)。また、歴名ではないが天平10年駿河国正税帳(正集18)では印がほとんど墨書文字にかからない例もある(『同』1巻240頁)。

以上のように、『正倉院古文書影印集成』で正集、続修を簡単に見渡しただけでも、大まかな傾向として大宝初年の西海道戸籍は整然と捺印されているのに対し、天平期の諸国作成帳簿の大半は乱雑になるとの傾向は見取れる。このことからすると、本例の乱雑に配され、文字にほとんどか

からないものもある方格状の線も、他の例と比較した場合、印影として矛盾するものではないと判断される。

おわりに

以上の検討をまとめると、次のことに尽きてしまう。まず、平城宮第259次調査出土漆紙文書には方格状の線がみえるが、顔料は認められず国印の印影と認定する積極的な根拠はないこと、しかし、他の正倉院に残る諸国作成帳簿にみえる印影の例と比較した場合、国印の印影であったとみても矛盾するものではないこと、の2点である。

繰り返しになるが、今後類例の増加を「待つ」のではなく、積極的に検出していくことで、本例の資料的価値を確認していくことが必要である。また、平城宮に限らず同種の例は出土するはずであり、各地出土資料の検討を期待したい。また、こうした作業を続けていくことで出土印だけでなく、「出土印影」をも古印研究の素材として提供していくことも今後の課題として本稿を終えたい。

註

(1)——平川南『漆紙文書の研究』(1989年、吉川弘文館、初発表1985年)

(2)——拙稿「都城出土漆紙文書の特質」(『奈良古代史論集』3、1997年)

(3)——関係する報告などを列記しておく。

奈良国立文化財研究所『奈良国立文化財研究所年報1996』(1997年)

同『1995年平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』(1996年)

同『平城宮発掘調査出土木簡概報』32(1996年)

拙稿「奈良・平城宮跡」(『木簡研究』18、1996年)

(4)——鎌田元一「日本古代の官印」(『古代中世の政治と文化』、思文閣出版、1994年)

〔付記〕 成稿にあたっては京都大学の鎌田元一氏、国立歴史民俗博物館の平川南氏・永嶋正春氏、奈良国立文化財研究所の肥塚隆保氏・高妻洋成氏の御教示を得た。記して謝意を表したい。

(奈良国立文化財研究所、国立歴史民俗博物館研究部プロジェクト研究調査協力者)

Possibility of Detection of Seal Marks on *Urushigami-monjo*—Paper Bearing Ink Characters Permeated with Lacquer

FURUOYA, Tomohiro

This paper shows a study on a subject as to the possibility of confirming a sealed document in case of an *Urushigami-monjo* that I made by presenting materials excavated at the *Heijōkyū* ruins.

A possibility that seal marks are detected on *Urushigami-monjo* has been so far pointed out. When we clarify the processes of preparation and transmission of a document such as *Urushigami-monjo* which remains only in the form of fragmentary pieces, seal marks surely provide important information and require close observation. In particular, we must bear in mind this fact when checking the capital city ruins where the documents sent from provinces to the central government are excavated with a higher possibility.

From this viewpoint, the *Urushigami-monjo* excavated from a ditch for the road passing the *Sake-no-tsukasa* office on its southern side in the 259th survey of *Heijōkyū* is a noteworthy material. This material is considered to be a document received from a province judging from the characteristics such as demarcation line and character style, and a brown line which is about 2mm wide and represents a square shape is observed on the surface bearing a description. No pigment is observed in this portion, and there is no positive evidence to determine that the square line comprises part of a seal mark. However, when compared with seal marks appearing on notes and slips prepared in various provinces and kept in *Shōsō-in*, it is natural to consider that a provincial seal was marked on this paper by judging the contents and style of the documents. The form of the square line and its position correctly indicates that the *Urushigami-monjo* bears a provincial seal.

Confirmation of the value of this example as an analyzed material by detecting similar examples in future as well as the provision of the “excavated seal mark” as a material used in the study of old seals are our subjects.
